

小規模企業共済制度改革説明会と申込み受付

「経営者にも専従者にも退職金を」全額が所得控除の節税対策

小規模共済制度は、個人事業を営む事業主と共同経営者の退職金制度で、全額、確定申告で所得控除出来ます。平成22年4月21日に一部を改正する法律が公布され、平成23年1月1日から改正制度がスタートしました！小規模企業の個人事業主と共同経営者または、会社等の役員さんも加入出来ます。説明会と加入(新規と増額)申込み受付も致しますので、ぜひ、ご出席下さいますよう、ご案内申し上げます。

■日時 平成23年2月17日(木)午後7時開催

■会場 行方市商工会2F会議室

■講師 行方市商工会職員

■内容 ■参加費無料

- ①本当に安心・確実なの？
- ②この制度に加入できる人は？
- ③毎月の掛金は、どのくらい？
- ④掛金の税法上のメリットは？
- ⑤共済金の受け取りはどんなとき？
- ⑥共済金の税法上の取り扱いは？
- ⑦事業資金の借り入れも出来るの？

■持参するもの

*加入申し込みの方は、その方名義の通帳番号と印鑑

*増額・減額の方は、その申込書をご持参ください。



 ibarak!

■主催 行方市商工会 行方市青色申告会

TEL 0299-72-0520 FAX 0299-72-0634

2/17小規模企業共済制度改革説明会講習会申込書FAX送信表

事業所名		TEL	
受講者名		受講者名	